

ウ. 国民健康保険事業特別会計（議案第34号）

（歳入総括）

科 目	令和7年度予算額 (A)	令和6年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
国民健康保険料	24,715,305 千円	25,037,513 千円	△ 322,208 千円	△ 1.3 %
使用料及び手数料	290 千円	245 千円	45 千円	18.4 %
国庫支出金	889,027 千円	124,435 千円	764,592 千円	614.5 %
国庫補助金	889,027 千円	124,435 千円	764,592 千円	614.5 %
県支出金	95,823,774 千円	96,510,960 千円	△ 687,186 千円	△ 0.7 %
県負担金	226,050 千円	209,220 千円	16,830 千円	8.0 %
県補助金	95,597,724 千円	96,301,740 千円	△ 704,016 千円	△ 0.7 %
財産収入	37,937 千円	42,871 千円	△ 4,934 千円	△ 11.5 %
繰入金	22,935,639 千円	21,674,237 千円	1,261,402 千円	5.8 %
一般会計繰入金	19,739,923 千円	19,717,614 千円	22,309 千円	0.1 %
基金繰入金	3,195,716 千円	1,956,623 千円	1,239,093 千円	63.3 %
繰越金	1 千円	1 千円	－ 千円	－ %
諸収入	381,390 千円	394,546 千円	△ 13,156 千円	△ 3.3 %
財政安定化基金貸付金	1 千円	1 千円	－ 千円	－ %
歳 入 合 計	144,783,364 千円	143,784,809 千円	998,555 千円	0.7 %

（歳出総括）

科 目	令和7年度予算額 (A)	令和6年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	3,767,587 千円	2,818,749 千円	948,838 千円	33.7 %
保険給付費	95,020,992 千円	95,735,115 千円	△ 714,123 千円	△ 0.7 %
国民健康保険事業費納付金	44,702,905 千円	43,965,078 千円	737,827 千円	1.7 %
保健事業費	973,943 千円	942,996 千円	30,947 千円	3.3 %
基金積立金	37,937 千円	42,871 千円	△ 4,934 千円	△ 11.5 %
諸支出金	230,000 千円	230,000 千円	－ 千円	－ %
予備費	50,000 千円	50,000 千円	－ 千円	－ %
歳 出 合 計	144,783,364 千円	143,784,809 千円	998,555 千円	0.7 %

(事業基数)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
医療給付費分	世帯数	209,100 世帯	212,600 世帯	△ 3,500 世帯	△ 1.65 %
	被保険者数	287,200 人	291,200 人	△ 4,000 人	△ 1.37 %
	一人あたり受診件数	11.4376 件	11.3121 件	0.1255 件	1.11 %
	一件あたり医療費	33,899 円	34,194 円	△ 295 円	△ 0.86 %
	一人あたり医療費	387,720 円	386,811 円	909 円	0.23 %
介護分	世帯数	83,400 世帯	84,200 世帯	△ 800 世帯	△ 0.95 %
	被保険者数	95,300 人	95,800 人	△ 500 人	△ 0.52 %

(保険料)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
一人あたり保険料	医療分	48,753 円	48,756 円	△ 3 円	△ 0.01 %
	支援分	25,246 円	25,243 円	3 円	0.01 %
	小 計	73,999 円	73,999 円	- 円	- %
	介護分	25,415 円	25,473 円	△ 58 円	△ 0.23 %
	合 計	99,414 円	99,472 円	△ 58 円	△ 0.06 %
均等割額	医療分	19,980 円	20,078 円	△ 98 円	△ 0.49 %
	支援分	10,334 円	10,334 円	- 円	- %
	小 計	30,314 円	30,412 円	△ 98 円	△ 0.32 %
	介護分	10,386 円	10,431 円	△ 45 円	△ 0.43 %
	合 計	40,700 円	40,843 円	△ 143 円	△ 0.35 %
世帯割額	医療分	18,863 円	18,882 円	△ 19 円	△ 0.10 %
	支援分	9,757 円	9,718 円	39 円	0.40 %
	小 計	28,620 円	28,600 円	20 円	0.07 %
	介護分	7,912 円	7,912 円	- 円	- %
	合 計	36,532 円	36,512 円	20 円	0.05 %
賦課限度額	医療分	660,000 円	650,000 円	10,000 円	1.54 %
	支援分	260,000 円	240,000 円	20,000 円	8.33 %
	小 計	920,000 円	890,000 円	30,000 円	3.37 %
	介護分	170,000 円	170,000 円	- 円	- %
	合 計	1,090,000 円	1,060,000 円	30,000 円	2.83 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
12	1 国 民 健 康 保 険 料	1 国 民 健 康 保 険 料	1 国 民 健 康 保 険 料	千円 24,715,305	千円 25,037,513	千円 △ 322,208	% △ 1.3
12	2 使用料及び 手 数 料	1 手 数 料	1 手 数 料	290	245	45	18.4
12	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 災 害 臨 時 特例補助金	1	1	-	-
13			2 デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金	506,120	124,434	381,686	306.7
13			3 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金	382,906	-	382,906	皆 増
13	4 県 支 出 金	1 県 負 担 金	1 特 定 健康診査等 負 担 金	226,050	209,220	16,830	8.0
13		2 県 補 助 金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	95,597,724	96,301,740	△ 704,016	△ 0.7
14	5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 利 子 及 び 配 当 金	37,937	42,871	△ 4,934	△ 11.5

説 明	
	千円
1. 医療給付費分現年賦課分	14,001,862
2. 後期高齢者支援金分現年賦課分	7,250,547
3. 介護納付金分現年賦課分	2,422,096
4. 医療給付費分滞納繰越分	660,600
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	273,300
6. 介護納付金分滞納繰越分	106,900
証明等手数料	
災害臨時特例補助金	
デジタル基盤改革支援補助金	
子ども・子育て支援事業費補助金	
特定健康診査等負担金	
1. 保険給付費等普通交付金	93,940,600
2. 保険給付費等特別交付金	1,657,124
国民健康保険財政調整基金利子収入	

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
14	6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 19,739,923	千円 19,717,614	千円 22,309	% 0.1
14		2 基金繰入金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	3,195,716	1,956,623	1,239,093	63.3
14	7 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 金 繰 越 金	1	1	-	-
14	8 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	40,210	43,493	△ 3,283	△ 7.5
15		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	54,157	51,187	2,970	5.8
15		3 弁 償 金	1 弁 償 金	22	22	-	-
15		4 雑 入	1 保 険 給 付 費 返 還 金	286,924	299,767	△ 12,843	△ 4.3
15			2 雑 入	77	77	-	-

説 明	
	千円
一般会計繰入金	
国民健康保険財政調整基金繰入金	
前年度繰越金	
税外収入延滞金	
1. 雇用保険料収入	3,336
2. 厚生年金保険料収入	50,821
弁償金	
保険給付費返還金	
1. 滞納処分費	76
2. その他の雑入	1

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
15	9 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	千円 1	千円 1	千円 -	% -
歳 入 合 計				144,783,364	143,784,809	998,555	0.7

説 明	
財政安定化基金貸付金	千円

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
16 ～ 19	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 2,718,160	千円 1,815,285	千円 902,875	% 49.7
18 ～ 21			2 医 療 費 適 正 化 特別対策費	414,647	412,647	2,000	0.5
20 ～ 21		2 徴 収 費	1 賦課徴収費	500,092	462,787	37,305	8.1

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・196人(うち会計年度任用職員・40人)	1,261,080 (1,206,839)	
2. 一般管理費 (国民健康保険運営協議会経費、一般管理費経常事務費、制度改正等に係るシステム改修、 国保事業における業務効率化経費)	1,457,080 (608,446)	
関連歳入		
(2) 使用料及び手数料 証明等手数料	290	
(3) 国庫支出金 デジタル基盤改革支援補助金	889,026 506,120	
子ども・子育て支援事業費補助金	382,906	
(8) 諸収入 雇用保険料収入	7,719 470	
厚生年金保険料収入	7,248	
その他の雑入	1	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・48人(うち会計年度任用職員・48人)	220,968 (202,989)	
2. 医療費適正化特別対策費 (ジェネリック医薬品の普及促進事業、医療費適正化経常事務費)	193,679 (209,658)	
関連歳入		
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	16,900	
(8) 諸収入 雇用保険料収入	17,114 1,044	
厚生年金保険料収入	16,070	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・60人(うち会計年度任用職員・60人)	255,557 (244,353)	
2. 賦課徴収費 (賦課徴収経常事務費、還付事務センター運営経費)	244,535 (218,434)	
関連歳入		
(8) 諸収入 税外収入延滞金	59,565 40,210	
雇用保険料収入	1,212	
厚生年金保険料収入	18,067	
滞納処分費	76	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
20 ～ 23			2 収納率向上 特別対策費	千円 134,688	千円 128,030	千円 6,658	% 5.2
22 ～ 25	2 保険給付費	1 法定給付費	1 療養給付費	95,020,492	95,733,615	△ 713,123	△ 0.7
24 ～ 25		2 任意給付費	1 傷病手当金	500	1,500	△ 1,000	△ 66.7

() 内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・18人（うち会計年度任用職員・18人）	86,719 (78,088)	
2. 収納率向上特別対策費 （納付勧奨等事業、収納率向上経常事務費）	47,969 (49,942)	
関連歳入 （8）諸収入	6,801	
雇用保険料収入	408	
厚生年金保険料収入	6,393	
1. 療養給付費	80,729,800 (81,845,700)	
2. 療養費	862,100 (850,700)	
3. 高額療養費	12,640,400 (12,206,900)	
4. 高額介護合算療養費	13,000 (7,500)	
5. 移送費	100 (100)	
6. 出産育児一時金	530,500 (566,500)	
7. 葬祭費	41,600 (44,400)	
8. 診療報酬審査支払事務費	202,992 (211,815)	
関連歳入 （4）県支出金	93,940,600	
保険給付費等普通交付金		
（8）諸収入	269,100	
保険給付費返還金		
国民健康保険における傷病手当金		
関連歳入 （4）県支出金	500	
保険給付費等特別交付金		

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
24 ～ 27	3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1 医 療 給 付 費 分	千円 30,643,870	千円 29,778,296	千円 865,574	% 2.9
26 ～ 27			2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	10,549,053	10,666,639	△ 117,586	△ 1.1
26 ～ 27			3 介 護 納 付 金 分	3,509,982	3,520,143	△ 10,161	△ 0.3
26 ～ 27	4 保 健 事 業 費	1 保 健 事 業 費	1 保 健 事 業 費	194,839	177,819	17,020	9.6

() 内は前年度予算額

説 明		
医療給付費分		千円
関連歳入 (3) 国庫支出金 災害臨時特例補助金 (4) 県支出金 保険給付費等特別交付金 (6) 繰入金 国民健康保険財政調整基金繰入金 (8) 諸収入 保険給付費返還金 (9) 財政安定化基金貸付金	1 1,436,045 2,965,716 17,824 1	
後期高齢者支援金等分		
関連歳入 (4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	68,377	
介護納付金分		
保健事業費 ア. はりきゅう費等 (はりきゅう費の支給、その他の経費) イ. データヘルス保健事業 (生活習慣病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣改善推進事業、 二次性骨折予防事業 等)	194,839 (177,819) 106,723 (125,567) 88,116 (52,252)	
関連歳入 (4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	88,397	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
26 ～ 29		2 特 定 健康診査等 事業費	1 特 定 健康診査等 事業費	千円 779,104	千円 765,177	千円 13,927	% 1.8
28 ～ 29	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 積 立 金	37,937	42,871	△ 4,934	△ 11.5
30 ～ 31	6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 還付加算金	1 償 還 金 及 還付加算金	230,000	230,000	-	-
30 ～ 31	7 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	50,000	50,000	-	-
歳 出 合 計				144,783,364	143,784,809	998,555	0.7

() 内は前年度予算額

説 明	
	千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・10人(うち会計年度任用職員・10人)	42,707 (40,576)
2. 特定健診・特定保健指導事業 (特定健診事業、特定保健指導事業、特定保健指導の遠隔実施事業)	736,397 (724,601)
関連歳入 (4) 県支出金 特定健康診査等負担金 保険給付費等特別交付金 (8) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 272,955 226,050 46,905 3,245 202 3,043	
国民健康保険財政調整基金積立金	
関連歳入 (5) 財産収入 国民健康保険財政調整基金利子収入	37,937
償還金及び還付加算金	
関連歳入 (6) 繰入金 国民健康保険財政調整基金繰入金	230,000

工. 市立病院機構病院事業債管理特別会計（議案第44号）
（歳入総括）

科 目	令和 7 年度予算額 (A)	令和 6 年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
繰入金	663,578 千円	667,543 千円	△ 3,965 千円	△ 0.6 %
諸収入	－ 千円	59,609 千円	△ 59,609 千円	皆 減
財産収入	－ 千円	107,030 千円	△ 107,030 千円	皆 減
歳 入 合 計	663,578 千円	834,182 千円	△ 170,604 千円	△ 20.5 %

（歳出総括）

科 目	令和 7 年度予算額 (A)	令和 6 年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
公債費	663,578 千円	834,182 千円	△ 170,604 千円	△ 20.5 %
元金	541,650 千円	598,154 千円	△ 56,504 千円	△ 9.4 %
利子	121,867 千円	128,933 千円	△ 7,066 千円	△ 5.5 %
公債諸費	61 千円	65 千円	△ 4 千円	△ 6.2 %
市債管理基金積立金	－ 千円	107,030 千円	△ 107,030 千円	皆 減
歳 出 合 計	663,578 千円	834,182 千円	△ 170,604 千円	△ 20.5 %

(病院事業債元利償還金の施設別内訳)

区 分	令和 7 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
こども病院	663,578 千円	667,543 千円	△ 3,965 千円	△ 0.6 %
法人移行前	233,478 千円	233,904 千円	△ 426 千円	△ 0.2 %
元金	181,450 千円	178,454 千円	2,996 千円	1.7 %
利子	52,028 千円	55,450 千円	△ 3,422 千円	△ 6.2 %
法人移行後	430,100 千円	433,639 千円	△ 3,539 千円	△ 0.8 %
元金	360,200 千円	360,200 千円	－ 千円	－ %
利子	69,839 千円	73,375 千円	△ 3,536 千円	△ 4.8 %
公債諸費	61 千円	64 千円	△ 3 千円	△ 4.7 %
市民病院	－ 千円	59,609 千円	△ 59,609 千円	皆 減
法人移行後	－ 千円	59,609 千円	△ 59,609 千円	皆 減
元金	－ 千円	59,500 千円	△ 59,500 千円	皆 減
利子	－ 千円	108 千円	△ 108 千円	皆 減
公債諸費	－ 千円	1 千円	△ 1 千円	皆 減
合計	663,578 千円	727,152 千円	△ 63,574 千円	△ 8.7 %
法人移行前	233,478 千円	233,904 千円	△ 426 千円	△ 0.2 %
元金	181,450 千円	178,454 千円	2,996 千円	1.7 %
利子	52,028 千円	55,450 千円	△ 3,422 千円	△ 6.2 %
法人移行後	430,100 千円	493,248 千円	△ 63,148 千円	△ 12.8 %
元金	360,200 千円	419,700 千円	△ 59,500 千円	△ 14.2 %
利子	69,839 千円	73,483 千円	△ 3,644 千円	△ 5.0 %
公債諸費	61 千円	65 千円	△ 4 千円	△ 6.2 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
136	1 繰 入 金	1 市 債 管 理 基金繰入金	1 市 債 管 理 基金繰入金	663,578	667,543	△ 3,965	△ 0.6
136	▲ 諸 収 入	▲ 貸 付 金 元 利 収 入	▲ 貸 付 金 元 利 収 入	-	59,609	△ 59,609	皆 減
136	▲ 財 産 収 入	▲ 財 産 運 用 収 入	▲ 利 子 及 び 配 当 金	-	107,030	△ 107,030	皆 減
歳 入 合 計				663,578	834,182	△ 170,604	△ 20.5

説 明	
市債管理基金繰入金	千円

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
138 ～ 139	1 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	千円 541,650	千円 598,154	千円 △ 56,504	% △ 9.4
138 ～ 139			2 利 子	121,867	128,933	△ 7,066	△ 5.5
138 ～ 139			3 公 債 諸 費	61	65	△ 4	△ 6.2
138 ～ 139			▲ 市 債 管 理 基金積立金	-	107,030	△ 107,030	皆 減
歳 出 合 計				663,578	834,182	△ 170,604	△ 20.5

説 明	
	千円
病院事業債元金償還金	
関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金繰入金 541,650	
病院事業債利子	
関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金繰入金 121,867	
病院事業債償還に要する経費	
関連歳入 (1) 繰入金 市債管理基金繰入金 61	

(4) 債務負担行為

会計名	予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	事 項	限 度 額	前年度までの支出（見込）額	
				期 間	金 額
一 般 会 計	356 ～ 357	福岡市葬祭場「刻の森」 整 備 事 業	総額4,514,007千円 を限度とする事業費及 び物価変動による増減 額並びにこれに対する 消費税及び地方消費 税の合計額相当額	—	—

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和 8 年度から 令和 12 年度まで	総額4,514,007千円 を限度とする事業費及 び物価変動による増減 額並びにこれに対する 消費税及び地方消費 税の合計額相当額	－	4,460,000	－	総 額 4,514,007 千円を限度とする 事業費及び物価 変動による増減額 並びにこれに対する 消費税及び地方 消費税の合計額 相当額から特定財 源の額を控除して 得た額相当額

(5) 負担金、補助及び交付金

○負担金(共益費負担金、附帯設備費負担金、諸会議費負担金、工事費負担金、給付費負担金等を除く) (単位: 千円)

会計	目	名称	交付先	令和7年度	令和6年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健 衛生 総務費	福岡市医師会館負担金	福岡市医師会	5,359	10,422	▲5,063	工事費の減
		福岡市立病院機構 運営費負担金	地方独立行政法人 福岡市立病院機構	2,000,000	2,000,000	-	
		北筑昇華苑組合負担金	北筑昇華苑組合	55,296	57,276	▲1,980	利用件数の減
	健康 増進 対策費	難病相談支援センター負担金	福岡県	7,937	8,151	▲214	
		健康づくり事業費負担金 (地域健康づくり)	各区健康づくり事業 実施団体	3,500	3,500	-	
	環境 衛生費	飼い主のいない猫等の 不妊去勢手術推進事業負担金	飼い主のいない猫等の 不妊去勢手術 推進協議会	21,700	11,350	10,350	利用件数の増
	障がい 保健 福祉費	「こころの病」理解のために ～みんなの集い～大会負担金	みんなの集い実行委員会	300	300	-	
		精神保健福祉啓発交流 事業開催負担金	精神保健福祉啓発 交流事業実行委員会	600	600	-	
後期		後期高齢者医療保険料等 負担金	福岡県後期高齢者 医療広域連合	26,092,588	23,760,708	2,331,880	被保険者数増による 保険料納付金の増
		後期高齢者医療広域連合 事務費負担金		526,798	502,959	23,839	公金取扱手数料の増
国保		国民健康保険団体連合会 負担金	福岡県国民健康保険 団体連合会	64,262	62,990	1,272	単価の増
		オンライン資格確認等運営 負担金	公益社団法人 国民健康保険中央会	12,648	10,553	2,095	単価の増
		国民健康保険団体連合会 システム負担金	福岡県国民健康保険 団体連合会	6,060	6,042	18	
		地方税共同機構負担金	日本マルチペイメント ネットワーク推進協議会	100	100	-	
		収納対策支援事業負担金	福岡県国民健康保険 団体連合会	75	75	-	
		保険者協議会負担金	福岡県国民健康保険 団体連合会	125	-	125	
計				28,797,348	26,435,026	2,362,322	

○補助及び交付金

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	令和7年度	令和6年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健 衛生 総務費	福岡市献血推進協議会 事業補助金	福岡市献血推進協議会	400	400	-	
		福岡市救急病院協会事業 補助金	福岡市救急病院協会	10,330	10,330	-	
		福岡市医師会保健福祉事業 補助金	一般社団法人福岡市 医師会	60,900	60,900	-	
		福岡市歯科医師会保健福祉 事業補助金	一般社団法人福岡市 歯科医師会	11,900	11,900	-	
		福岡市薬剤師会保健福祉 事業補助金	一般社団法人福岡市 薬剤師会	10,200	10,200	-	
		福岡県私設病院協会事業 補助金	一般社団法人福岡県 私設病院協会	750	750	-	
		福岡県難病団体連絡会 難病相談事業費補助金	福岡県難病団体連絡会	750	750	-	
	健康 増進 対策費	地域健康づくり活動推進 事業補助金	福岡市衛生連合会	29,218	29,218	-	
		フッ化物洗口事業補助金	保育園・幼稚園等	4,320	3,930	390	単価の増
		食生活改善推進事業補助金	福岡市食生活改善 推進員協議会	784	784	-	
	感染症 対策費	福岡市結核予防費補助金	私立学校又は施設の 設置者	13,494	13,494	-	
	環境 衛生費	福岡市公衆浴場事業振興等 補助金	福岡県公衆浴場生活衛生 同業組合福岡市支部	1,355	1,355	-	
		福岡市公衆浴場事業振興 対策特例措置利子補給金	普通公衆浴場営業者	80	88	▲8	
		福岡市公衆浴場設備改善 事業補助金		2,000	3,000	▲1,000	補助見込件数の減
		福岡市猫の繁殖制限・所有者 明示推進事業補助金	獣医師団体	750	750	-	
		福岡市マイクロチップ装着推進 事業補助金	犬猫の飼い主	150	150	-	
	食品 衛生費	福岡市食品衛生協会事業 補助金	公益社団法人 福岡市食品衛生協会	30,000	30,000	-	
		食品衛生関係団体大会補助金	福岡県社交飲食業生活衛 生同業組合	500	-	500	新設
	火葬場 費	(公財)ふくおか環境財団補助金	公益財団法人 ふくおか環境財団	15,504	27,627	▲12,123	元金利子償還の減
	障がい 保健 福祉費	「心の電話-福岡」事業費補助金	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの 相談室	500	500	-	
		福岡いのちの電話運営事業 補助金	社会福祉法人 福岡いのちの電話	5,000	5,000	-	
		依存症問題に取り組む民間団体活 動支援事業補助金	依存症問題に取り組む民間 団体	4,600	-	4,600	新設
	国保	福岡市鍼灸師会小呂島派遣 事業補助金	一般社団法人 福岡市鍼灸師会	200	200	-	
計				203,685	211,326	▲7,641	

2. 条例案

議案第 73 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる必要があるによる。

2 改正内容

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の基礎賦課限度額の上限額が現行の 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額の上限額が現行の 24 万円から 26 万円に引き上げられたことに伴い、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、本市国民健康保険事業における各賦課限度額を国の定める上限額と同額に改正するもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	7 年度 (案)	6 年度	増減
基礎賦課分	<u>660,000</u>	<u>650,000</u>	10,000
後期高齢者支援金等分	<u>260,000</u>	<u>240,000</u>	20,000
介護納付金分	170,000	170,000	0
合 計	1,090,000	1,060,000	30,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

この条例による改正後の条例の規定は、令和 7 年度分の保険料から適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第14条の 4 略 (基礎賦課限度額)	第 1 条～第14条の 4 略 (基礎賦課限度額)
第14条の 5 第11条第 1 項の基礎賦課額が <u>65万円</u> を超える場合には、当該賦課額は、 <u>65万円</u> とする。	第14条の 5 第11条第 1 項の基礎賦課額が <u>6万円</u> を超える場合には、当該賦課額は、 <u>66万円</u> とする。
第14条の 5 の 2 ～第14条の 5 の 9 略	第14条の 5 の 2 ～第14条の 5 の 9 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項の
後期高齢者支援金等賦課額が24万円を超
える場合においては、当該賦課額は、24
万円とする。

第14条の6～第18条 略

(低所得者に係る保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当す
る納付義務者に対して課する保険料の賦
課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の
基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定め
る額を減額して得た額(当該減額して得た
額が65万円を超える場合には、65万円)と
する。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦
課額の減額について準用する。この場合に
おいて、第1項中「第11条第1項」とある
のは「第14条の5の3第1項」と、「65
万円」とあるのは「24万円」と読み替える
ものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納
付金賦課額の減額について準用する。この
場合において、第1項中「第11条第1項」
とあるのは「第14条の7第1項」と、「6
5万円」とあるのは「17万円」と読み替える
ものとする。

第18条の3・第18条の4 略

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、保険料の納
付義務者の世帯に出産被保険者(令第29条
の7第5項第8号に規定する出産被保険
者をいう。以下同じ。)がある場合におけ
る当該世帯の納付義務者に対して課する
保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1
1条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる
額の合算額を減額して得た額(当該減額し
て得た額が65万円を超える場合には、65

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項の
後期高齢者支援金等賦課額が26万円を超
える場合においては、当該賦課額は、26
万円とする。

第14条の6～第18条 略

(低所得者に係る保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当す
る納付義務者に対して課する保険料の賦
課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項の
基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定め
る額を減額して得た額(当該減額して得た
額が66万円を超える場合には、66万円)と
する。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦
課額の減額について準用する。この場合に
おいて、第1項中「第11条第1項」とある
のは「第14条の5の3第1項」と、「66
万円」とあるのは「26万円」と読み替える
ものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納
付金賦課額の減額について準用する。この
場合において、第1項中「第11条第1項」
とあるのは「第14条の7第1項」と、「6
6万円」とあるのは「17万円」と読み替える
ものとする。

第18条の3・第18条の4 略

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、保険料の納
付義務者の世帯に出産被保険者(令第29条
の7第5項第8号に規定する出産被保険
者をいう。以下同じ。)がある場合におけ
る当該世帯の納付義務者に対して課する
保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1
1条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる
額の合算額を減額して得た額(当該減額し
て得た額が66万円を超える場合には、66

万円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

3 略

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

以下略

万円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

3 略

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

以下略

参考資料

賦課限度額の改正にかかる関係法令 国民健康保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七 （略） 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～八 （略） 九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十五万円</u>を超えることができないものであること。 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 （略） 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十四万円</u>を超えることができないものであること。	（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七 （略） 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～八 （略） 九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十六万円</u>を超えることができないものであること。 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 （略） 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十六万円</u>を超えることができないものであること。

議案第 76 号

福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に鑑み、旅館業及び公衆浴場の業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

2 改正内容

浴槽水における水質基準のうち、「大腸菌群」を「大腸菌」に改めるもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

(1) 福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

旧	新
第 1 条～第 7 条 略	第 1 条～第 7 条 略
(営業施設について講ずべき措置の基準)	(営業施設について講ずべき措置の基準)
第 8 条 法第 4 条第 2 項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。	第 8 条 法第 4 条第 2 項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。
(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略
(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。	(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。
ア 略	ア 略
イ 使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf、(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。	イ 使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf、(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
(ア) 略	(ア) 略
(イ) 浴槽水 次に掲げる水質基準	(イ) 浴槽水 次に掲げる水質基準
a・b 略	a・b 略
c <u>大腸菌群</u> は、1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	c <u>大腸菌</u> は、1 ミリリットル中に 1 個以下であること。
d 略	d 略
(ウ) 略	(ウ) 略

ウ～テ 略 (7) ～ (9) 略 以下略	ウ～テ 略 (7) ～ (9) 略 以下略
-----------------------------	-----------------------------

(2) 福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

旧	新
第1条～第5条 略 (その他の措置の基準) 第6条 第4条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1) ～ (7) 略 (8) 普通公衆浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 略 イ 浴槽水 次に掲げる水質基準 (ア) ・ (イ) 略 (ウ) <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。 (エ) 略 ウ 略 (9) ～ (24) 略 2・3 略 以下略	第1条～第5条 略 (その他の措置の基準) 第6条 第4条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1) ～ (7) 略 (8) 普通公衆浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 略 イ 浴槽水 次に掲げる水質基準 (ア) ・ (イ) 略 (ウ) <u>大腸菌</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。 (エ) 略 ウ 略 (9) ～ (24) 略 2・3 略 以下略

参考資料

公衆浴場における水質基準等に関する指針（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針	別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針
第 1 ～ 第 3 略	第 1 ～ 第 3 略
第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。	第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。
1 水質基準	1 水質基準
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u> は、1 個／mL 以下であること。	ウ <u>大腸菌</u> は、1 個／mL 以下であること。
エ 略	エ 略
2 検査方法	2 検査方法
ア 略	ア 略
イ <u>大腸菌群</u> の検査方法	イ <u>大腸菌</u> の検査方法
下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の <u>大腸菌群数</u> の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の <u>大腸菌数</u> の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。
ウ・エ 略	ウ・エ 略

3. 一般議案

議案第 92 号

地方独立行政法人福岡市立病院機構第 5 期中期計画の認可について

1 趣旨

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構から認可申請があった第 5 期中期計画を、市長が認可することについて、同法第 83 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 第 5 期中期計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 第 5 期中期計画の概要

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

① 良質な医療の実践

- ・福岡市立こども病院及び福岡市民病院が、それぞれに求められる役割を着実に果たすため、医療環境等の変化を踏まえ、次のとおり診療機能の強化・充実に取り組む。

(福岡市立こども病院)

高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組むとともに、移行期医療や医療的ケア児への対応等、福岡市立こども病院に求められる役割を果たせるよう、診療機能の更なる充実を図る。

(福岡市民病院)

福岡県保健医療計画、福岡県地域医療構想等において求められる高度専門医療の更なる充実を図る。

- ・災害等の発生に備え、防災マニュアルや B C P（事業継続計画）の定期的な見直しを行うとともに、訓練や備蓄等、災害対応に備えた万全な体制の確保など、平時から必要となる取組を進める。

② 患者サービス

- ・患者満足度調査等を実施し、患者やその家族のできるだけ多くのニーズを的確に捉えた上で、I C T（情報通信技術）の積極的な活用やボランティア団体等との連携を図ることなどにより、効率的かつ効果的な患者サービスの向上を図る。

③ 医療の質の向上

- ・中長期的な医療環境の変化等を見据え、優れた知識と専門性を有する人材の計画的な確保に努め、医療水準の維持・向上を図る。
- ・W e b や広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、各種イベントの開催等を通じて病院の担う医療内容や取組等の情報発信に積極的に取り組み、市民・患者に開かれた病院づくりに努める。

(2) 業務運営の改善及び効率化

① 効率的かつ適正な運営

- ・各病院長のリーダーシップの下、医療情勢の変化や患者ニーズ等を迅速かつ的確に捉えて対応するとともに、理事会における外部理事等の知見も積極的に取り入れながら、市立病院機構全体として、長期的な視点を踏まえ、一体的な運営管理を行

う。

- ・各種医療情報システム等の先端技術の活用を始めとした幅広い手法により、医療の質の向上、患者の利便性の向上、業務の効率化等を図る。

② 職場環境の向上に向けた取組

- ・働き方改革の考え方を踏まえ、人員配置や業務の見直し等、職員の業務負担の軽減に努め、ワーク・ライフ・バランスの確保に取り組むとともに、ストレスチェックの実施結果を基に、職場のストレス要因の解消に努め、職員の健康保持に取り組む。
- ・ハラスメントの防止に向けて、全職員を対象としたハラスメント研修等を実施するとともに、ストレスチェックの調査項目を見直し、より早く把握することでその対策を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。

③ 法令遵守と公平性・透明性の確保

- ・組織としてのチェック機能を強化し、不適切な事務処理や不祥事を未然に防止するとともに、市立病院として公平性・透明性を確保した適正な病院運営を行う。

(3) 財務内容の改善

① 持続可能な経営基盤の確立

- ・市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供するため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進めるとともに、独立採算制を前提とした公営企業型地方独立行政法人の会計制度の趣旨に鑑み、今後の投資計画を踏まえた自己財源の確保に努めるなど、持続可能な経営基盤の確立を図る。

② 収支改善

- ・診療体制の充実等による高度専門医療の提供に取り組むとともに、効率的な病床管理や高額医療機器の稼働率向上等に努め、収益確保を図る。

(4) その他業務運営に関する重要事項

- ・福岡市民病院において、福岡市病院事業運営審議会の将来的な市民病院のあり方に関する検討結果等を踏まえながら、福岡県保健医療計画、福岡県地域医療構想等において求められる医療機能の充実を図る。

4 第5期中期計画の認可に係る地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の意見

市が中期計画を認可するにあたっては、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例第2条第1項第1号において、市の附属機関である評価委員会の意見を聴くことが定められている。

第5期中期計画の認可については、令和7年1月23日に評価委員会から市に対して、適当である旨の意見書が交付された。

参考：関係法令（抜粋）

○ 地方独立行政法人法

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2・3 （略）

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金 の 限度額

(4) の 2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

第 83 条（略）

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長が次に掲げる事項を行うに当たり、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるも

のとする。

(1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可

(2) (略)

2 (略)

○ 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則

(中期計画の認可の申請)

第 5 条 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の 60 日前までに(法人の成立後最初に作成する中期計画にあつては、法第 25 条第 1 項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく)、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(中期計画の記載事項)

第 6 条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

(4) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

5 認可申請

福病機第 6 2 5 号
令和 7 年 1 月 22 日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

地方独立行政法人福岡市立病院機構
理事長 堀 内 孝 彦

地方独立行政法人福岡市立病院機構第 5 期中期計画に関する認可申請について

地方独立行政法人福岡市立病院機構第 5 期中期計画について、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定による認可を申請します。

記

地方独立行政法人福岡市立病院機構第 5 期中期計画 別紙

(別紙)

地方独立行政法人福岡市立病院機構第5期中期計画

目次

前文

中期計画の期間

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害・感染症等への適切な対応

2 患者サービス

3 医療の質の向上

- (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修
- (2) 信頼される医療の実践
- (3) 情報発信

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ適正な運営

- (1) 運営管理体制の充実
- (2) 先端技術の活用推進等による業務改善

2 職場環境の向上に向けた取組

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化
- (2) 施設・設備の適正管理

2 収支改善

- (1) 収益確保
- (2) 費用節減

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

福岡市民病院のあり方検討への対応

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算（令和7年度から令和10年度まで）
- 2 収支計画（令和7年度から令和10年度まで）
- 3 資金計画（令和7年度から令和10年度まで）

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第8 剰余金の使途
- 第9 料金に関する事項
 - 1 料金
 - 2 料金の減免
- 第10 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画（令和7年度から令和10年度まで）
 - 2 人事に関する計画
 - 3 中期目標の期間を超える債務負担
 - 4 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成 22 年 4 月の設立以来、福岡市長から示された第 4 期までの中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自律性、自主性を最大限に発揮し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら効率的な病院経営を行ってきた。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、福岡市における対策の中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持に取り組んだ。なお、新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行後もその対応に適切に取り組むとともに、更なる医療水準の向上や経営の効率化に引き続き取り組んでいる。

今回示された第 5 期中期目標期間中においては、福岡県保健医療計画や福岡県地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割など、公立病院を取り巻く医療環境の変化を踏まえながら、救急医療、小児医療、周産期医療を始めとする高度医療の更なる充実を図るとともに、災害、新興・再興感染症等（以下「災害等」という。）の発生に備え、平時から必要となる取組を進める。また、両病院ともに、診療報酬改定による施設基準の見直し等による医業収益の減少、高額薬品等の使用の増加、給与費の増加等による営業費用の増加などにより厳しい経営となるものと想定しているが、引き続き経営の効率化等に積極的に取り組んでいく。

また、将来的な福岡市民病院のあり方に関する検討状況を踏まえ、着実に取組を進め、医療機能の充実を図る。

さらに、福岡県地域医療構想や地域包括ケアシステムの推進に取り組む上で求められる役割を果たすよう、市立病院として適切に病院運営に取り組み、地域における医療水準の向上、市民の健康の維持及び増進に寄与すべく、以下の基本理念及び基本方針の下、次のとおり中期計画を定める。

〈基本理念〉

いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。

〈基本方針〉

質の高い医療の提供

地域・社会に貢献する病院

健全な病院経営

中期計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

福岡市立こども病院及び福岡市民病院が、それぞれに求められる役割を着実に果たすため、医療環境等の変化を踏まえ、次のとおり診療機能の強化・充実に取り組む。

ア 福岡市立こども病院

- ① 高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組むとともに、移行期医療や医療的ケア児への対応等、福岡市立こども病院に求められる役割を果たせるよう、診療機能の更なる充実を図る。
- ② 臨床研究や治験等に積極的に取り組み、小児・周産期医療の発展に貢献する。

【目標値】

指 標	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）	111,393	100,000	108,400
1日当たり入院患者数（人） （病床利用率（%）） ※	199.9 (83.7)	202.3 (84.6)	211.0 (88.3)
新規入院患者数（人）	7,760	7,830	7,820
手術件数（件）	2,732	2,780	2,750
救急搬送件数（件）	1,723	1,450	1,500
PICU（小児集中治療室） 利用率（%）	91.5	95.8	97.5
NICU（新生児集中治療室） 利用率（%）	97.7	97.0	97.0

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

イ 福岡市民病院

- ① 福岡県保健医療計画、福岡県地域医療構想等において求められる高度専門医療の更なる充実を図る。
- ② 入院を必要とする重症度の高い救急患者の受入れを円滑に行うため、高度救急医療の更なる充実を図る。

【目標値】

指 標	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）	78,480	76,695	80,500
1日当たり入院患者数（人） （病床利用率（%）） ※	155.6 (76.3)	172.8 (84.7)	187.7 (92.0)
新規入院患者数（人）	4,533	5,000	5,269
手術件数（件）	3,873	4,000	4,080
救急搬送件数（件）	3,774	3,650	3,960
救急搬送患者の入院率（%）	44.1	43.6	43.0

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

- ① 地域医療体制の中核を担う地域医療支援病院としての役割を踏まえ、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進する。

また、地域の医療従事者への教育研修等を通じた地域医療への貢献に取り組む。

- ② 福岡市立こども病院については、福岡県小児等在宅医療推進事業の拠点病院として、行政・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を深め、小児在宅医療を担う在宅医や訪問看護ステーション等が拡充されるよう支援を行うなど、引き続き地域における小児等医療提供ネットワーク構築に積極的に参加する。

- ③ 福岡市民病院については、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を求められていることを踏まえ、回復期・慢性期病院や地域の在宅医療・介護を担う医療機関等との積極的な連携・支援に取り組むとともに、緊急時の円滑な入院受入れを行う。

【目標値】

指 標		福岡市立こども病院		
		令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
新規紹介患者数（人）		8,645	7,570	8,700
紹介率（％）		97.2	100.0	95.0
逆紹介率（％）		80.7	92.0	80.0
オープン カンファレンス	回数（回）	40	30	30
	参加者数 ※1 （人）	1,075	800	800
登録医療機関数（施設）		289	285	285
退院支援計画件数 ※2（件）		217	210	210

※1 院外参加者数のみ

※2 退院支援計画書作成件数

指 標		福岡市民病院		
		令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
新規紹介患者数（人）		4,613	5,000	5,166
紹介率（％）		114.4	115.6	110.0
逆紹介率（％）		191.2	167.1	180.0
オープン カンファレンス	回数（回）	53	50	50
	参加者数 ※1 （人）	432	400	450
登録医療機関数（施設）		328	290	350
退院調整件数 ※2（件）		1,381	1,350	1,546

※1 院外参加者数のみ

※2 入退院支援加算1・介護支援連携指導料の合計件数

(3) 災害・感染症等への適切な対応

災害等の発生に備え、平時から防災マニュアルやBCP（事業継続計画）の定期的な見直しを行うとともに、訓練や備蓄等、災害対応に備えた万全な体制の確保など、

必要となる取組を進める。

また、災害等の発生時やその他の緊急時においては、福岡県及び福岡市がそれぞれ策定した感染症予防計画、福岡市が策定した地域防災計画などに基づき、福岡市及び関係機関との連携の下、迅速かつ的確に対応し、公的医療機関及び地域医療支援病院としての役割を果たしていく。

さらに、他の自治体等において大規模な災害等が発生した場合は、患者受入れや医療従事者の派遣など、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努める。

ア 福岡市立こども病院

災害等の発生時やその他の緊急時においては、地域の関係機関等と連携を図り、必要な医療の継続、医療救護活動等を行うなど、中核的な小児総合医療施設としての役割を果たす。

【目標値】

指 標	令和 5 年度 実績値	令和 6 年度 見込値	令和 10 年度 目標値
訓練開催数（回）	6	5	5
災害時参集訓練参加率（％）	98.3	90.0	90.0

イ 福岡市民病院

災害等の発生時やその他の緊急時においては、必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症指定医療機関として、他の医療機関等との連携を図りながら、福岡市における対策の先導的かつ中核的な役割を果たす。

【目標値】

指 標	令和 5 年度 実績値	令和 6 年度 見込値	令和 10 年度 目標値
訓練開催数（回）	5	5	5
災害時参集訓練参加率（％）	99.9	90.0	90.0

2 患者サービス

- ① 患者満足度調査等を実施し、患者やその家族のできるだけ多くのニーズを的確に捉えた上で、ICT（情報通信技術）の積極的な活用やボランティア団体等との連携を図ることなどにより、効率的かつ効果的な患者サービスの向上を図る。
- ② 患者やその家族が安心して医療を享受できるよう、社会的、経済的悩みや不安等に適切に対応する。
- ③ 院内環境の整備を進め、より快適な療養環境を提供する。

【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和 5 年度 実績値	令和 6 年度 見込値	令和 10 年度 目標値
退院時アンケートの平均評価点数 （100 点満点）	90.2	89.0	90.0

※対象者・・・入院患者

※評価項目・・・接遇、療養環境、食事内容等

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
患者満足度調査における平均評価点数（100点満点）	91.4	90.0	91.0

※対象者・・・入院患者

※評価項目・・・接遇、療養環境、食事内容、診療内容等

3 医療の質の向上

(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修

- ① 中長期的な医療環境の変化等を見据え、優れた知識と専門性を有する人材の計画的な確保に努め、医療水準の維持・向上を図る。
- ② ICT（情報通信技術）の活用等により院内研修の充実を図るとともに、外部の専門研修等を活用し、職員の資質向上を図る。
- ③ 積極的に職員の資格取得を奨励し、専門職としての知識・技術の向上を図る。また、資格取得を支援する制度の充実に努める。

【目標値】

（単位：％）

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
医療の質向上研修受講率	95.3	90.0	90.0

（単位：％）

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
医療の質向上研修受講率	99.6	90.0	90.0

(2) 信頼される医療の実践

- ① 院内感染防止マニュアルの整備や定期的な院内感染対策委員会の開催などによる院内感染防止対策を徹底するとともに、医療安全管理者を中心に医療安全に関する情報の収集・分析及び院内研修を実施するなど、医療安全対策の徹底を図る。
- ② クリニカルパスの活用や十分な説明に基づくインフォームド・コンセント／アセントの徹底などにより、患者中心の医療を実践する。
- ③ 第三者機関による外部評価等の活用により、医療の質の確保・向上を図るとともに、多職種によるチーム医療を推進し、安全・安心な医療を提供する。

【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
医療安全等の研修開催数（回）	45	35	35
医療安全に関するレポート報告件数 ※1（件）	1,047	1,042	1,200
手指消毒平均回数 ※2（回）	8.3	8.6	12.0
クリニカルパス使用率（％）	45.3	44.0	47.0

※1 年間のインシデント報告（診療・ケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた行為や

事態の発生を意味し、患者や医療従事者に影響を及ぼすに至らなかったものも含む。)の件数が病床数の5倍となることが、医療安全の透明性確保のための一般的な目安とされている。(病床数：福岡市立こども病院 239 床)

※2 一般病棟における入院患者1人1日当たりの手指消毒回数

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
医療安全等の研修開催数(回)	25	25	25
医療安全に関するレポート報告件数 ※(件)	1,576	1,450	1,600
入院患者の転倒・転落発生率(%)	3.4	3.3	3.1
クリニカルパス使用率(%)	33.6	35.0	40.0

※年間のインシデント報告(診療・ケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた行為や事態の発生を意味し、患者や医療従事者に影響を及ぼすに至らなかったものも含む。)の件数が病床数の5倍となることが、医療安全の透明性確保のための一般的な目安とされている。(病床数：福岡市民病院 204 床)

(3) 情報発信

Webや広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、各種イベントの開催等を通じて病院の担う医療内容や取組等の情報発信に積極的に取り組み、市民・患者に開かれた病院づくりに努める。

【目標値】

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
病院ホームページのアクセス数 (件)	373,238	320,000	350,000
広報誌発行回数(回)	4	4	4

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
病院ホームページのアクセス数 (件)	129,010	130,000	130,000
広報誌発行回数(回)	4	4	4

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ適正な運営

(1) 運営管理体制の充実

- ① 各病院長のリーダーシップの下、医療情勢の変化や患者ニーズ等を迅速かつ的確に捉えて対応するとともに、理事会における外部理事等の知見も積極的に取り入れながら、市立病院機構全体として、長期的な視点を踏まえ、一体的な運営管理を行う。
- ② 経営状況や医療を取り巻く情報を整理・分析する能力など、事務部門を始め法人全体に求められる専門性を更に高めるとともに、管理監督者による組織のマネジメ

ントを強化するため、研修の充実を図る。また、市立病院の運営に必要なノウハウ等が蓄積・継続されるよう、情報共有の徹底やO J T（On the Job Training）の充実を図るとともに、人材育成プランを基に、職員のキャリアプランを踏まえた人事異動を通して、法人全体の更なる機能強化に努める。

(2) 先端技術の活用推進等による業務改善

- ① 各種医療情報システム等の先端技術の活用を始めとした幅広い手法により、医療の質の向上、患者の利便性の向上、業務の効率化等を図る。
- ② 先端技術の活用推進等においては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえたセキュリティ対策の徹底を図る。

2 職場環境の向上に向けた取組

- ① 働き方改革の考え方を踏まえ、人員配置や業務の見直し等、職員の業務負担の軽減に努め、ワーク・ライフ・バランスの確保に取り組むとともに、ストレスチェックの実施結果を基に、職場のストレス要因の解消に努め、職員の健康保持に取り組む。
- ② 職員のニーズ等を踏まえ、福利厚生の更なる充実に取り組むとともに、育児・介護等の支援制度の利用促進や組織全体の意識改革を図る。
- ③ ハラスメントの防止に向けて、全職員を対象としたハラスメント研修やマネジメントの強化を目的とした課長級以上を対象とした研修を実施するとともに、ストレスチェックの調査項目を 57 項目から 80 項目に見直し、より早く把握することでその対策を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。
- ④ 職員のモチベーションの維持・向上を図るため、人事評価制度等の充実に取り組む。また、社会情勢の変化等に適合しつつ、職員の意欲を引き出すよう、人事・給与制度について、適宜、見直しを行う。

【目標値】

(単位: %)

指 標	市立病院機構全体		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
新採・転入職員とのメンタルヘルス 面談実施率	98.7	90.0	100.0
ハラスメント研修受講率	99.0	100.0	100.0
課長級以上マネジメント研修受講 率	—	100.0	100.0

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

- ① 関係法令や内部規定の遵守等コンプライアンスの徹底を目的とした管理監督者研修などを実施することにより、組織としてのチェック機能を強化し、不適切な事務処理や不祥事を未然に防止するとともに、市立病院として公平性・透明性を確保した適正な病院運営を行う。
- ② 個人情報の保護及び情報公開に関しては、関係法令や福岡市の条例、当法人の情報セキュリティポリシー等に基づき、適切に対応する。

【目標値】

(単位：％)

指 標	市立病院機構全体		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
コンプライアンス研修受講率	98.5	100.0	100.0
情報セキュリティ研修受講率	96.2	100.0	100.0

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化

市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供するため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進めるとともに、独立採算制を前提とした公営企業型地方独立行政法人の会計制度の趣旨に鑑み、今後の投資計画を踏まえた自己財源の確保に努めるなど、持続可能な経営基盤の確立を図る。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院としての役割に応じた政策的医療を提供するとともに、自律的な運営に努める。

【目標値】

(単位：％)

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
経常収支比率	100.3	92.8	102.0
医業収支比率	86.1	77.8	88.5

(単位：％)

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
経常収支比率	95.7	92.0	102.9
医業収支比率	79.2	83.0	92.0

(2) 施設・設備の適正管理

施設・設備については、計画的に維持補修を行い、建築物の長寿命化と、設備機器の適正な保守管理に努める。

また、施設・設備の整備や更新については、計画的に行い投資の平準化を図るとともに、設備機器の選定に際しては、診療機能を損なうことなく、可能な限り省エネルギー化に資するよう配慮する。

福岡市立こども病院においては、PFI事業を活用した計画的な維持管理により、施設・設備の長寿命化と適正な保守管理に努める。

また、PFI事業の期間満了（令和12年度）を見据え、事業の検証を行い、次期PFIの手法のあり方を検討する。

福岡市民病院においては、施設・設備について、あり方検討の進捗を踏まえ、計画的な維持補修と適正な保守管理に努める。

また、施設・設備の整備や更新についても、あり方検討の進捗を踏まえ、計画的な

投資を行う。

2 収支改善

(1) 収益確保

- ① 診療体制の充実等による高度専門医療の提供に取り組むとともに、効率的な病床管理や高額医療機器の稼働率向上等に努める。

また、地域の医療機関との連携を密にし、紹介患者の受入れを強化しつつ、救急搬送の受入れも積極的に行い、新規入院患者数を増やすなど収入の確保に努め、経営の健全化を図る。

- ② 診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して適切な施設基準の取得及びその管理・運用を行う。

また、診療報酬請求に係る精度を高めるようチェック体制を更に強化するとともに、医療費の未収金発生防止や確実な回収に努めるなど、安定的な収益の確保に努める。

【目標値】＊再掲

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）＊	111,393	100,000	108,400
1人1日当たり外来単価（円）	11,279	12,271	12,200
1日当たり入院患者数（人）＊ （病床利用率（％）） ※＊	199.9 (83.7)	202.3 (84.6)	211.0 (88.3)
新規入院患者数（人）＊	7,760	7,830	7,820
平均在院日数（日）	8.4	8.5	9.9
1日当たり外来患者数（人）	406.2	423.6	390.0
手術件数（件）＊	2,732	2,780	2,750
救急搬送件数（件）＊	1,723	1,450	1,500

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
1人1日当たり入院単価（円）＊	78,480	76,695	80,500
1人1日当たり外来単価（円）	26,756	26,600	28,000
1日当たり入院患者数（人）＊ （病床利用率（％）） ※＊	155.6 (76.3)	172.8 (84.7)	187.7 (92.0)
新規入院患者数（人）＊	4,533	5,000	5,269
平均在院日数（日）	11.6	11.5	12.0
1日当たり外来患者数（人）	211.5	234.3	215.0
手術件数（件）＊	3,873	4,000	4,080
救急搬送件数（件）＊	3,774	3,650	3,960

※病床利用率については、総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき算出

(2) 費用節減

- ① 医療の質や医療安全の確保、患者へのサービス、職員の労働環境等に十分配慮した上で、職員の適正配置を行い、給与費比率の適正化に努める。
- ② 診療材料の調達に関し、SPD（医療材料物流管理）事業者と連携・協力して、安価な同種同効品への集約化や更なる価格交渉を行うとともに、医薬品についてもSPD（医療材料物流管理）事業者やコンサルタントと共同して、価格交渉の徹底、委託業務内容の見直し、ジェネリック医薬品の使用拡大等を行い、費用の節減を図る。
- ③ 適切な院内環境を保持しつつ、エネルギー消費量の適正化に努め、費用節減を図る。

【目標値】

(単位：％)

指 標	福岡市立こども病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
給与費対医業収益比率	62.1	68.1	64.0
材料費対医業収益比率	20.5	19.6	20.4
うち薬品費対医業収益比率	8.0	7.5	6.7
うち診療材料費対医業収益比率	12.3	11.8	13.4
委託費対医業収益比率	10.7	11.9	11.0
ジェネリック医薬品導入率 ※	85.1	85.0	85.0

※数量ベース

(単位：％)

指 標	福岡市民病院		
	令和5年度 実績値	令和6年度 見込値	令和10年度 目標値
給与費対医業収益比率	63.8	59.5	55.5
材料費対医業収益比率	33.0	32.6	32.9
うち薬品費対医業収益比率	11.9	11.3	9.9
うち診療材料費対医業収益比率	21.0	21.1	22.8
委託費対医業収益比率	8.6	8.1	7.8
ジェネリック医薬品導入率 ※	89.1	88.9	89.1

※数量ベース

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

福岡市民病院のあり方検討への対応

福岡市民病院において、福岡市病院事業運営審議会の将来的な市民病院のあり方に関する検討結果等を踏まえながら、福岡県保健医療計画、福岡県地域医療構想等において求められる医療機能の充実を図る。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分			金 額
収入	営業収益		73,977
	医業収益		65,371
	運営費負担金		7,805
	補助金収益		393
	寄附金収益		49
	受託収入		359
	営業外収益		512
	運営費負担金		8
	その他営業外収益		504
	資本収入		275
	長期借入金		-
	運営費負担金		187
	その他資本収入		88
	その他の収入		-
計		74,764	
支出	営業費用		69,547
	医業費用	給与費	40,431
		材料費	16,700
		経費	11,281
		研究研修費	359
		一般管理費	776
		給与費	498
		経費	278
	営業外費用		18
	資本支出		11,921
	建設改良費		11,921
	償還金		-
	その他の支出		1
	計		81,487

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 40,929 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

〔運営費負担金の繰出基準等〕

高度・小児医療等の不採算経費、救急医療の確保に要する経費等については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		74,824
	営業収益	74,312
	医業収益	65,371
	運営費負担金収益	7,805
	補助金等収益	393
	寄附金収益	49
	資産見返負債戻入	335
	受託収入	359
	営業外収益	512
	運営費負担金収益	8
	その他営業外収益	504
	臨時利益	-
費用の部		74,703
	営業費用	74,683
	医業費用	73,534
	給与費	40,732
	材料費	16,700
	経費	11,298
	減価償却費	4,438
	資産減耗費	7
	研究研修費	359
	一般管理費	802
	資産に係る控除対象外消費税等償却	348
	営業外費用	18
	臨時損失	1
純利益		121
総利益		121

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

3 資金計画（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		81,789
	業務活動による収入	74,489
	診療業務による収入	65,371
	運営費負担金による収入	7,813
	その他の業務活動による収入	1,305
	投資活動による収入	275
	運営費負担金による収入	187
	その他の投資活動による収入	88
	財務活動による収入	-
	長期借入れによる収入	-
	前期中期目標の期間からの繰越金	7,025
資金支出		81,789
	業務活動による支出	69,565
	給与費支出	40,930
	材料費支出	16,700
	その他の業務活動による支出	11,936
	投資活動による支出	11,415
	有形固定資産の取得による支出	11,414
	その他の投資活動による支出	1
	財務活動による支出	506
	長期借入金の返済による支出	-
	移行前地方債償還債務の償還による支出	-
	その他の財務活動による支出	506
	次期中期目標の期間への繰越金	302

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

ア 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 料金

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額

イ 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額

ウ 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第 10 地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和 7 年度から令和 10 年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設、医療機器等整備	11,414	積立金等

2 人事に関する計画

人事評価制度の改善に引き続き取り組むとともに、教育・研修体制の充実や職場環境向上に向けたハラスメント防止等施策の推進により、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

また、適材適所を基本とした柔軟な人事配置を行うとともに、有期職員の活用を積極的に行い、効果的・効率的な組織運営体制の構築を図る。

3 中期目標の期間を超える債務負担

（単位：百万円）

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院（現福岡市立こども病院）整備等事業	平成 23 年度から令和 12 年度まで	1,672	604	2,276

4 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実等に充てる。

目次

前文

中期目標の期間

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害・感染症等への適切な対応

2 患者サービス

3 医療の質の向上

- (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修
- (2) 信頼される医療の実践
- (3) 情報発信

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的かつ適正な運営

- (1) 運営管理体制の充実
- (2) 先端技術の活用推進等による業務改善

2 職場環境の向上に向けた取組

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

第3 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化
- (2) 施設・設備の適正管理

2 収支改善

- (1) 収益確保
- (2) 費用節減

第4 その他業務運営に関する重要事項

福岡市民病院のあり方検討への対応

前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。

令和3年度から令和6年度までの第4期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、両病院ともに「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受け、福岡市における対策の中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持についても可能な限り取り組むなど、適切な対応を行った。

第5期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県保健医療計画や福岡県地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・新興感染症等の発生に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。

福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の充実を図る。

福岡市民病院については、将来的なあり方に関する検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実に努める。

中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。

ア 福岡市立こども病院

これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。

イ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に当たり求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと。

(3) 災害・感染症等への適切な対応

災害や新興感染症等（以下「災害等」という。）の発生に備え、平時から必要となる取組を進めるとともに、災害等の発生時においては、福岡市地域防災計画、各種感染症の対策行動計画、事業継続計画等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。

また、他の自治体において大規模な災害等が発生した場合は、関係機関や災害協定に基づく医療機関等との連携を図るなど、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

ア 福岡市立こども病院

高度医療を行う小児総合医療施設として、関係機関と連携を図りながら、必要な医療の継続のため医療資源を最大限活用するなど、役割に応じた適切な対応を図ること。

イ 福岡市民病院

必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として福岡市における対策の先導的かつ中核的役割を果たすため、必要な対応を図ること。

2 患者サービス

選ばれる病院であり続けるため、利用者のニーズを的確に捉えながら、ICT（情報通信技術）の積極的な活用などにより、効率的かつ効果的なサービスの展開に努めるほか、院内環境の充実やボランティア団体等との連携を図ることなどにより、市民・患者一人ひとりの視点に立ったサービスの向上に努めること。

3 医療の質の向上

(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修

医療水準の維持・向上を図るため、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。

また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図るこ

と。

(2) 信頼される医療の実践

市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、クリニカルパスの活用の推進や、インフォームド・コンセントの徹底などにより、患者中心の医療を実践すること。

(3) 情報発信

Webや広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信や、各種イベントの開催等を通じて病院が担う医療内容等の情報発信を積極的に行うなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的かつ適正な運営

(1) 運営管理体制の充実

地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、事務部門を始め法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。

(2) 先端技術の活用推進等による業務改善

デジタル技術やICT（情報通信技術）など先端技術の活用を始めとした幅広い手法により、業務改善を図ること。なお、これらの先端技術の活用に当たっては、セキュリティ対策の徹底を図ること。

2 職場環境の向上に向けた取組

働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の充実にに向けた取組に加え、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、職員の業績や能力の公正かつ客観的な評価に向けた人事評価制度の充実を通して、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化

市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進め、また、投資財源の確保に努めるなど、持続可能な経営基盤を確立すること。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、公立病院としての役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。

(2) 施設・設備の適正管理

施設・設備については、計画的な維持補修による長寿命化と適正な保守管理に努めること。

また、施設・設備の整備や更新については、長期的視点により計画的に行い投資の平準化を図ること。

2 収支改善

(1) 収益確保

診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、安定的かつ確実な収益の確保に努めること。

(2) 費用節減

地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、費用の節減に努めること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

福岡市民病院のあり方検討への対応

福岡市民病院については、将来的なあり方に関する福岡市の検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実を図ること。

4. 組織編成案

新設 変更

令和6年度（R6.4.1時点）	令和6年度（R6.7.1整備済み）
保健医療局 219 理事 — 総務企画部 — 59 — 総務課 7 — 保健医療政策課 6 — 保険年金課 23 — 保険医療課 16 — 病院事業課 6 — 健康医療部 — 52 — 地域医療課 13 — 保健予防課 14 — 地域保健課 13 — 口腔保健支援センター 2 — 精神保健福祉センター 9 副所長 — 生活衛生部 — 59 — 生活衛生課 10 — 食品安全推進課 7 — 動物愛護管理センター 16 — 食肉衛生検査所 15 — 食品衛生検査所 10 — 健康危機管理部 — 12 — 健康危機管理課 11 — 保健環境研究所 — 35 — 保健科学課 22 — 環境科学課 12	保健医療局 353 理事 — 総務企画部 — 59 — 総務課 7 — 保健医療政策課 6 — 保険年金課 23 — 保険医療課 16 — 病院事業課 6 — 健康医療部 — 33 — 地域医療課 8 — 地域保健課 13 — 口腔保健支援センター 2 — 精神保健福祉センター 9 副所長 — 生活衛生部 — 49 — 生活衛生課 7 — 動物愛護管理センター 16 — 食肉衛生検査所 15 — 食品衛生検査所 10 保 健 所 176 — 健康危機管理部 — 22 — 健康危機管理課 21 — 感染症対策部 — 23 — 感染症対策課 13 — 結核対策課 9 — 精神保健・難病対策部 — 23 — 精神保健・難病対策課 22 — 地域衛生部 — 107 — 医薬務・衛生推進課 9 — 食品安全推進課 7 — 東 衛 生 課 13 — 博 多 衛 生 課 22 — 中 央 衛 生 課 18 — 南 衛 生 課 10 — 城 南 衛 生 課 8 — 早 良 衛 生 課 10 — 西 衛 生 課 9 — 保健環境研究所 — 35 — 保健科学課 22 — 環境科学課 12

令和7年度（R7.4.1時点）

保健医療局	354		
理事			
総務企画部	59	総務課	7
		保健医療政策課	6
		保険年金課	23
		保険医療課	16
		病院事業課	6
健康医療部	34	地域医療課	8
		地域保健課	14
		口腔保健支援センター	2
		精神保健福祉センター	9
		副所長	
生活衛生部	49	生活衛生課	9
		動物愛護管理センター	14
		食肉衛生検査所	15
		食品衛生検査所	10
保健所	176		
健康危機管理部	18	健康危機管理課	17
感染症対策部	24	感染症対策課	23
精神保健・難病対策部	26	精神保健・難病対策課	25
地域衛生部	107	医薬務・衛生推進課	9
		食品安全推進課	7
		東衛生課	13
		博多衛生課	22
		中央衛生課	18
		南衛生課	10
		城南衛生課	8
		早良衛生課	10
		西衛生課	9
保健環境研究所	35	保健科学課	22
		環境科学課	12